

厚生食輸発1031第1号  
令和5年10月31日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(イタリア産食品のアフラトキシン及び韓国産赤とうがらしのプロピコナゾール)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和5年10月23日付け厚生食輸発1023第1号)により通知したところである。

今般、輸入時の検査命令において、AZIENDA AGRIMONTANA S.P.A.の製造したアーモンド及びピスタチオナッツを含むイタリア産食品からアフラトキシンが検出されたことから、同通知の別添1を下記のとおり改正し、別途指示する製造業者を別紙のとおりとする。

また、韓国産赤とうがらしのプロピコナゾールについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1のイタリアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アーモンド又はピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

を追加し、

2. 別添1の韓国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
赤とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を削除する。